

長崎県内でLPガスをお使いの皆様へ

(第二期) LPガス一般消費者料金高騰対策 支援事業の実施について

長崎県では、LPガス料金上昇の影響を受ける一般消費者等(注1)の負担軽減のため、LPガス販売店を通じた料金値引を支援します。

(注1)一般消費者等：一般消費者及び業務用の使用者(旧簡易ガスを含む。工業用及び官公庁を含まない。)

※この事業は各販売店が対応します。皆様による手続き等は一切不要です。

■値引きの対象・・・長崎県内でLPガスを使用する一般消費者及び業務用の使用者(旧簡易ガスを含む。工業用及び官公庁を含まない。)

■値引きの期間・・・令和5年12月使用分(1月検針)から令和6年5月使用分(6月検針)までの6カ月の間

■値引きの金額・・・原則、基本料金が発生している1メートルにつき、6ヶ月間の合計で上限2,000円(税別)

・注2) 2,000円(税別)を6ヶ月内の1ヶ月で値引く方式又は、2~6ヶ月に分割して値引く方式など、値引きの時期は各販売店により異なります。

・注3) 毎月の使用額が少額の場合、6ヶ月間の値引き合計額が2,000円(税別)に達しない場合があります。

その他のご注意点

○ご契約先のLPガス販売店が本事業に参加していない場合は、県の支援による値引きは受けることができません。

○値引きに際し、LPガス販売店等から皆様に個人情報や手数料を求めることはありません。不審な電話などがありましたら下記までご連絡ください。

お問合せについて

○ご不明な点などございましたら、ご契約先のLPガス販売店又は、長崎県消防保安室(電話095-895-2147)までお問合せください。